

議案第 2 号

教育委員会定例会資料
平成 26 年 11 月 21 日
教育部 学校教育課
課長：古 幡 彰 担当：藤 澤 一 渡 大 月 敦 史
内線 763-171

タイトル	安曇野市立学校通学区域審議会委員の欠員に伴う新規委員の委嘱について
決定を要する事項の内容	審議会委員の新規委嘱について
要旨	安曇野市立通学区域審議会委員の丸山武人氏より、一身上の都合により審議会委員の辞職の届出がありました。つきましては、欠員に伴い、新規委員を任命します。 また、教育長任期満了に伴い、事務局体制を変更します。
説 明	1 安曇野市立通学区域審議会委員の委嘱について 〈前 任〉 氏 名 丸山 武人 氏 役 職 会長 任 期 平成 26 年 9 月 25 日から審議終了まで 辞職届出日 平成 26 年 11 月 10 日 〈後 任〉 氏 名 大谷 今朝人 氏 選出区分 学識経験者 任 期 平成 26 年 11 月 21 日から審議終了まで ※前任者の残任期間 2 事務局体制の変更について 〈前 任〉 氏 名 望月 正勝 氏 役 職 教育長 任 期 平成 26 年 11 月 8 日まで 〈後 任〉 氏 名 橋渡 勝也 役 職 教育長 任 期 平成 26 年 11 月 9 日から

○安曇野市立学校通学区域審議会条例

平成17年10月 1 日条例第222号

改正

平成20年 3 月26日条例第18号

安曇野市立学校通学区域審議会条例

(設置)

第1条 安曇野市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の通学区域等に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、安曇野市立学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、市立学校の通学区域の設定又は変更等に関し、教育委員会の諮問に応じ、て調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 市立学校の長
- (2) 各地域区長代表者
- (3) 各地域PTA代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員は、教育委員会が諮問の都度任命し、任期は、諮問に係る審議の終了までとする。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(幹事)

第8条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、市職員のうちから教育委員会が市長と協議して任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。